

第2回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日時 令和4年11月15日（火） 午後2時から
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階 303会議室
- 3 出席委員 山田会長、神田副会長、高橋委員、中村委員、山本委員、石井委員、笠間委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員
 - ・健康増進課 矢代課長補佐、大屋係長
 - ・クリーンセンター 石田副所長、千葉係長
 - ・障害者支援課 宮澤障害者支援課長、白井課長補佐
 - ・商工振興課 秋元商工振興課長、伊原課長補佐、川村係長
 - ・農業振興課 染谷農業振興課長、藤澤課長補佐、水落係長
- 6 事務局 浅水財政部長、村山財政部次長兼財政調整課長、岩井課長補佐、村山主任主事、加茂会計年度任用職員、加藤会計年度任用職員
- 7 傍聴者 なし
- 8 議 題
 - (1) 対象補助金のヒアリング
 - ①がん患者等ウィッグ及び乳房等補整具購入助成金（健康増進課）
 - ②生ごみ肥料化処理器購入補助金（クリーンセンター）
 - ③就労支援施設利用者負担助成金（障害者支援課）
 - ④グループ提案型売上アップ・プロジェクト応援補助金（商工振興課）
 - ⑤農林水産業の振興に関する補助金（高生産推進事業費）（農業振興課）
 - ⑥農林水産業の振興に関する補助金（認定農業者支援事業）（農業振興課）
 - (2) その他

開 議 14時00分

(山田会長)

只今から、第2回流山市補助金等審議会を開催いたします。

本日の会議は、7名全員出席ですので、会議は成立していることをご報告します。
また、本審議会は、公開としておりますので、あらかじめご了解願います。
本日は、審議対象補助金6件のヒアリングを行います。
時間に限りがございますので、進行につきましては、ご協力をお願いいたします。
はじめに、事務局から本日のスケジュール等について説明をお願いします。

(事務局)

はじめに、本日のスケジュールについてご説明いたします。

ヒアリングの順番につきましては、はじめに「がん患者等ウィッグ及び乳房等補整具購入助成金」、2番目「生ごみ肥料化処理器購入補助金」、3番目「就労支援施設利用者負担助成金」、4番目「グループ提案型売上アップ・プロジェクト応援補助金」、5番目「農林水産業の振興に関する補助金(高生産推進事業費)」、6番目「農林水産業の振興に関する補助金(認定農業者支援事業)」以上の順番にヒアリングを実施いたします。

次に、担当課の説明についてですが、本日お配りしました「補助金等審議会説明資料」に沿って説明があります。

説明の中でご確認したいことがありましたら、説明終了後にご質問いただければと思います。

次に、評価表についてですが、本日、ヒアリングを行い、評価表をそれぞれ作成していただきますが、事務局へは、メールによりエクセルファイルの提出をお願いいたします。

提出は、大変恐れ入りますが11月17日(木)までをお願いしたいと思います。お忙しいところ誠に申し訳ございませんが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、配付資料について申し上げます。

1番目「本日の次第」、2番目「評価表と審査の判断基準」、3番目「補助金等審議会説明資料」、4番目「担当課からの説明資料」でございます。また、前回お配りしました「補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン」のうち2件について一部修正がございましたので修正後のものをお配りさせていただいております。

配付資料につきましては、以上でございます。

次に、会議の公開についてです。

本日は、現在傍聴希望の方はおりませんが、開会中にいらっしゃる場合がありますので予めご承知ください。

私からは以上です。

(山田会長)

わかりました。

それでは、ヒアリングを始めますので最初の課を呼んで下さい。

【健康増進課 入室】

(山田会長)

本日は、お忙しい中、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、「がん患者等ウィッグ及び乳房等補整具購入助成金」についてヒアリングを行いますので説明をお願いします。

(大屋係長)

健康増進課 成人保健係 大屋です。「がん患者等ウィッグ及び乳房等補整具購入補助金」についてご説明いたします。この補助金は、令和3年度に、議会等の要望を受け令和4年度よりはじめた制度です。

この規則は、抗がん剤治療等の副作用によって、外見が変化したり、事故や病気などの理由によって、社会にて生活するうえで、外見変化を補うために医療用ウィッグや乳房等補整具を購入した方へ購入費用を助成することにより、心理的負担や経済的な負担を軽減するために、定められたものです。

助成対象者は、病気や事故などで、ウィッグなどを購入した方を対象としています。病気などで購入した経緯や理由は、申請書に添付する資料にて示していただき、対象者の状況を把握するようにしています。また、病院等で書類を記入いただけない場合は自己申告にて記入し申請できるように配慮しております。

流山市は、子育て世代の人口が増加している傾向にある自治体ですので、18歳未満の成人されていない市民も申請の対象としています。18歳未満の方においては、成長過程で頭部の形状が変わるためオーダーでの購入などで、出費がかさむことを想定し、毎年度申請を可能としています。18歳未満の受付においては、他の市町村でも少ないと考えており、当市の現状に沿った対応であると考えております。

助成金額につきましては、医療用ウィッグの購入助成では、がん治療での購入の場合は、上限3万円、それ以外では、18歳以上は3万円、18歳未満は5万円とし、乳房補整具助成の場合は、1万円、エピテーゼの場合は、5万円としています。

成人期に生涯でがん罹患する確率は、男性65%、女性50%と高い傾向にあります。

また、がん治療においては、長期療養を自宅で過ごす方も多くなっています。そのような現状において、市民の社会生活について前向きに考えられる当助成制度は、公共的に意義のある制度と考えておりますので、来年度以降についても継続して実施していきたいと考えております。

私からは、以上となります。

(山田会長)

ありがとうございました。

それでは、事前にいただいた質問から回答をお願いいたします。

(大屋係長)

はじめに、神田副会長からの質問で「令和4年4月1日より申請受付開始となったそうですが、広報の方法及び手段」につきましては、市のホームページや広報ながれやま等で周知を図っております。

また、がん患者様を対象としておりますので市内の医療機関などへの周知も行ってまいります。

(山本委員)

予算の妥当性や必要性を知るためにも件数の試算過程やウィッグ・乳房補整具・エピテーゼの助成が、各個人の一般的な自費負担のうちどの程度を占めるのかについて教えていただければと思います。

(大屋係長)

市民の方の負担割合については、個人差があるため一概には言えませんが、ウィッグでは平均7パーセント、乳房補整具では30パーセント、エピテーゼでは25パーセントとなっております。また、助成金額に関しましては、国立がんセンターからの情報提供によりますと、ウィッグの購入価格の中央値が3万8千円であることから3万円を上限額としており、これは近隣市の浦安市で3万円、守谷市で2万円となっていることから、これを参考に助成額を定めております。

購入時の最高値はウィッグで約30万円、乳房補整具は7万8千円、エピテーゼは19万8千円となっております。

(山本委員)

件数についてはどのように試算していますか。

(大屋係長)

令和4年度上半期の実績と、それを踏まえた数から下半期の見込み申請者数を算出し、そこに令和3年から令和4年の人口の伸び率をかけて予想申請数を算出しております。

(高橋委員)

身体の外見的なことは、だれでも気にするところであり、助成件数は事業年度ごとに拡大していく傾向があるものと思われまます。

この助成金の申請者数は、広報活動がまだ市民に周知されていないため流動的とのことですが、患者の実態数と申請者予測数はどのように把握されますか。

(大屋係長)

現在、どの程度の市民ががん治療等を行っているのか、実態を把握することは、非常に困難です。

また、がん治療等を行っていたとしてもウィッグ等を使用するか否かは本人次第であることから、この制度があることを希望する人に知ってもらい申請していただくことで支援しております。

したがいまして、令和5年度予算につきましては、現在までの申請のペースからと人口増加率から申請者数の予測を行っているところです。

(石井委員)

一市民として、すごい制度があるのだなと感心しました。

対象者の判定はなかなか難しいと思うのですが、認定基準にある所得や年齢、欠損度合いなど一定の基準はあると思いますが、その他に特に何か気にかけているところはありますか。2点目としては、申請者数も制度が周知されてくると増加傾向になると思いますが本予算で対応可能なのでしょうか。3点目として、対象者認定で公平性

がキープできるかということです。

(大屋係長)

基準については規則で定めており、年齢に関しては18歳以上か18歳未満かで区別しております。

欠損度合いなどについては医療機関からの医療計画書や医療診断書等により確認しております。

また、この制度は始まったばかりですので、過去にがん等により患された方も対象に支援させていただいております。

予算に関しましては、想定以上の申請が行われた場合には必要な予算に関しましては財政当局と協議していきたいと考えております。

対象者の認定において公平性がキープできるかにつきましては、申請時に提出いただく必要書類については、広報やホームページ等で明示しておりますし、その必要書類についても第三者が発行する書類を求めているため、公平性は担保されていると考えます。

(笠間委員)

4年度の実績の見込みが175万円、53件であり、対する当初予算は120万円となっておりますが、見込み違いであったということですか。

(大屋係長)

制度について広報等していく中で申請が増えたということでございます。

(笠間委員)

がん以外の疾患等では、ウィッグの助成上限額が18歳以上と未満で異なるのはどういう理由からですか。

(大屋係長)

18歳未満の方は、幼少期からの成長過程で頭の形状が変わってきますので、子供のウィッグの場合はオーダーメイドとなることから費用が高くなるため補助額も高くなっております。

(笠間委員)

このような助成金は周辺自治体で導入しているところがありますか。

(大屋係長)

千葉県内では千葉市、浦安市、袖ヶ浦市、成田市が助成を行っています。

(笠間委員)

近隣の松戸市や柏市、野田市などでは導入していないですか。

(大屋係長)

していません。

(笠間委員)

この事業の市民への周知は、どのようにしていますか。

(大屋係長)

市のホームページや広報ながれやまへの掲載、医療機関などにチラシを配布するな

どして周知に努めております。

また、今後は医療機関などだけではなく、もっと多くの市民の目につくところにも周知したいと思っておりますが、具体的には今後の課題と考えています。

(山田会長)

他に意見はないようですので、以上で健康増進課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【健康増進課 退室】

【クリーンセンター 入室】

(山田会長)

本日は、お忙しい中、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、「生ごみ肥料化処理器購入補助金」についてヒアリングを行います。

はじめに担当課から説明していただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(千葉係長)

本事業の対象者や趣旨・目的につきましては、昨年度も審査対象となり説明したところですが変わっておりません。令和4年度から再開し生ごみの減量化を図っているところです。

効果につきましては、令和4年度から流山市指定ごみ袋を導入し、その目的の一つに「ごみの減量」があります。指定ごみ袋は「燃やすごみ」と「容器包装プラスチック」を対象としていますが、「燃やすごみ」の中の家庭で発生した生ごみについては、生ごみ肥料化処理容器や生ごみ処理機器を使用することにより、生ごみの減容化や再資源化を図ることができると考えております。

そこで、令和4年度から、機器購入に当たって購入額の一部を補助することにより、機器を購入し使用することでごみの減容化・資源化の推進となり、ごみの減量効果が図られます。また、機器を実際に使用した市民から、使用後にどれくらい減量効果があったのかなど、市民の実感に即した広報を行うことで、広く効果的なごみ減量の啓発につなげることができるほか、減量による焼却施設の負担減の効果もあると考えております。

次に、令和5年度予算要求は396万円で、4年度予算の174万円と比較して増額しておりますが、その理由としては令和4年度の8月末日までの交付実績は、想定を大きく上回っております。

交付対象者の増加は、直接減量効果のある市民が増えるだけでなく、使用者が減量効果を周囲に伝えるなど、ごみの啓発に相乗効果が生まれると考えております。

また、交付対象者からアンケート結果が出ることでデータの蓄積が図られ、データの活用方法の幅が広がると考えています。

続きまして、補助金審査の判定基準である公益性と公平性については昨年度と変わりありません。

次の、必要性和効果につきましては、別紙の「流山市生ごみ肥料化処理器購入補助金に関する説明資料」をご覧ください。

1の令和4年度の交付実績については、令和4年8月末日現在の交付件数と金額で「生ごみ肥料化処理容器（コンポスト容器等）」が29件の申請で9万6千円、「生ごみ処理機器（電気式生ごみ処理機等）」が58件の申請で131万1千円、合計では87件の申請で140万7千円でした。

交付対象者一人当たりの平均交付額としては「生ごみ肥料化処理容器（コンポスト容器等）」で約3千310円、「生ごみ処理機器（電気式生ごみ処理機等）」で約2万2千600円でした。

続きまして、2の補助金交付の必要性・効果についてですが、人口増加と家庭ごみの排出量増加については、平成23年度から令和3年度まで、市の人口は3万人以上増加しており、家庭から排出されるごみの量も、近年は非常に増加しています。

家庭から発生したごみの割合では、令和3年度に家庭から発生したごみの量（重量ベース）のうち、72.5%を燃やすごみが占めています。さらに、令和3年度に毎月1回実施している、クリーンセンターに持ち込まれたごみ全体の中から行われるごみの組成分析によると、平均して可燃ごみの9.2%を生ごみが占めている状況です。

これらのことから、生ごみの減量化・資源化は、家庭から発生するごみの量を減らす効果が非常に高いと考えられます。さらに、生ごみは、発生した段階で、80%以上を水分が占めるといわれており、市においてもホームページ等で家庭での水切りの方等を周知するよう努めていますが、家庭で生ごみ肥料化容器や生ごみ処理器を導入することで、発生量を大きく減らすことができます。

特に、生ごみ処理器については、生ごみの重量を5分の1から10分の1に減らすことができるとされており、集合住宅等生ごみの肥料化が困難な家庭についても、生ごみの大幅な減量に取り組むことができるため、減容効果が高いと考えます。

また、令和4年度からの制度運用に際し、補助金交付者に対しては、ごみの減量効果等を記載したアンケートの協力をお願いしています。

令和4年8月末日までに交付した87件の対象者のうち、47件の方から回答があり、機器を使用した実際のごみ減量効果についてデータを収集することができました。

アンケートのデータによると、電気式生ごみ処理機器を利用した場合、平均して約73%の減量効果があり、生ごみの80%が水分だと考えると機器利用の効果は高いと思います。

次に、市民の方への効果的な広報については、アンケートを提出した交付者のうち、生ごみ肥料化処理容器の対象者1名、生ごみ処理機器（電気式）の対象者1名に取材を行い、令和4年8月21日号広報ながれやまの1面に、アンケート結果や取材をもとにした記事を掲載し、利用者の生の声や、実際の減量効果を記事にすることで、より説得力のある広報とすることができました。

3の補助金の適切性については、燃やすごみの大半を占めるものは紙類ですが、紙類はすでに資源化について一定のラインができているため、補助金交付等の必要はな

いと考えます。

また、草木類については、流山市民が森のまちエコセンターに持ち込んだ場合は無料で引取りを行っているため、これも補助金交付等の必要はないと考えます。

補助金の単価については、「生ごみ肥料化容器」は、前回と同じ補助内容とし、「生ごみ処理器」については、集合住宅等肥料化が困難な世帯も利用しやすいよう、補助金額の最大を2万円から3万円に増額しました。

なお、「生ごみ処理器」の販売価格は機器によってさまざまであり、6万円のものもあれば30万円のものもありますが、市内家電量販店で販売されている製品は、10万円前後のものが多いため、概ね3割程度を想定した補助金額としました。

次に、交付対象者へのアンケート結果を基に機器を利用した際の減量効果について試算しました。

アンケートは、2週間の生ごみ発生量について、機器使用前と後での重量を回答するもので、今回の試算に当たっては、2週間のアンケート結果を1年間の減量効果に置き換えて試算したものです。

処理費用の試算は令和3年度の処理経費の数値をもとに試算し、アンケート回答の結果から、生ごみ肥料化処理容器使用による減量効果の平均は、1台当たり1年間で約115kgであり、令和3年度の処理費用に換算すると約5千600円となりました。

また、生ごみ処理機器（電気式）使用による減量効果の平均は、1台当たり1年間で約86kgであり、処理費用に換算すると、約4千200円となります。

引き続き補助金交付者に対する調査を継続して実施し、データ数を増やすことが、より効果的で適切な運用につながると考えます。

私からの説明は以上です。

（山田会長）

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問をお願いいたします。

（山本委員）

直接的な減量効果だけではなく、使用者による伝達・啓発による相乗効果の可能性もわからないわけではありません。ただ費用対効果については昨年も議論がありました。

アンケートの主観的報告であり、回収率が50%程度で意識の高い使用者のみの回答でありますので、客観的なアウトカムはどうか、また、資料により費用対効果の説明がありましたが、市全体にどのような好影響を及ぼしたのかなどが分かりにくいなと思いました。

（千葉係長）

アンケートの主観的・客観的な判断ですが、これについてはアンケートの記載例を出しており、皆さんが統一した形で記載できるよう、生ごみの投入前、投入後の重さを測っていただくなどしております。

(山本委員)

手続き的なことではなく、例えば生ごみ処理器を導入しているのは流山市の世帯のうち何パーセントぐらいですか。

(千葉係長)

世帯でいうと87件ですが、市全体でどれくらいの世帯が利用しているかという数字は持っておりません。

(山本委員)

市全体ではごくわずかな数ですが、もっとたくさんの世帯が導入してくれたら減量効果も上がると思うのですが、なぜそのようにしないのか疑問に思います。

私からは以上です。

(高橋委員)

家庭から排出される水を含んだ生ごみを清掃工場に燃料を消費し灰にする処理は、工場機械の消耗や環境問題に大きく影響していることを認識しなければなりません。

この事業が、市全体に及ぼす影響が数パーセントであっても引き続き挑戦すべき事業であると思います。

(中村委員)

私としては、費用対効果については分かりやすいデータを示していただいたと思います。

また、生ごみの減量効果は一概に額だけでは言えない部分もあるかなと思います。何年か後に、寿命を迎えた生ごみ処理器が廃棄処分されるときにはもっと大きなごみが出ると思いますが、そこはどう考えていますか。

(千葉係長)

広報でもリサイクルの推進をお知らせしていますが、極力ごみとならないよう再利用していただくなどして活用いただきたいと思います。今後研究していきたいと思っています。

(中村委員)

このようなことも含め、ごみは全体で考えていただきたいと思います。

(石井委員)

1点目として、次年度予算額が本年実績見込み額より低いのが上限固定なのか、2点目として、これまでの生ごみ減容、減量の成果を再度聞きたいのですが、これについては、先ほど説明がありましたので理解しました。3点目として、特定器具やメーカー指定はあるのかについてお聞きします。

(千葉係長)

1点目の本年実績については、あくまで見込みであり復活して初年度ということでも広報の効果もあり多くなったと考えております。

また、電気式処理器については補助件数も補助単価の上限も高くなっていますが3年に1回が補助対象ですので、今年度ベースでは増えないと見込み予算要望しております。

3点目の、特定器具やメーカー指定はあるかについては、今年度は指定しておりませんし来年度も指定の考えはありません。

ただし、最新式の高性能な機器が多く販売されており、機器ごとに特徴的な機能などもあることから、機器を特定している自治体もありますので、今後そのようなことも研究していきたいと考えています。

(笠間委員)

昨年度は、平成22年度に一旦廃止した事業を再開するという事で議論がありC評価でした。今回は効果が出ているとの説明ですが、予算に対して見込みとはいえ3倍もの支出というのは予算管理上どうなのかと思います。違いは発信力の違い、或いは用意した機器の違いですか。

(千葉係長)

広報などで目に見えて分かりやすい形で発信できているというのが大きいと思います。今後、アンケート結果によるデータが蓄積されていけば、世帯構成ごとの削減効果など、より分かりやすい情報が発信できると思います。

(笠間委員)

このような機器を用意しなくても、ごみを出すときに十分水を絞って出すことで減量になるのだという認識を市民にもってもらい、それに加え、ごみを出す前に食材を有効に無駄なく使うことで年に何万トンもの無駄がなくなるということを市民に認識してもらい、この二段構えでのPRが必要だと思いますのでお願いいたします。

また、2027年に人口の増加はピークアウトすると市は予想していますが、それを見据えて今後の対策を進めた方が良くと思います。

最後に、4月から指定ごみ袋が開始しましたが、ごみの分別と減量という2つの目的はどの程度達成され、年度末にはどんな達成度になると見通していますか。

(千葉係長)

家庭からの排出ごみについて速報値を公開しており、9月までの半年間で595トンの減量となっており、一番大きいのは燃やすごみで423トンです。

(笠間委員)

それは、指定ごみ袋による効果ということですか。

(千葉係長)

そのように考えております。

(山田会長)

生ごみの減量というのは、ごみ減量のメニューの一つに過ぎないと思います。

他にも、フードロスの問題などもありますので、将来的にどうしていくのか総合的に考えていく必要があると思います。

また、生ごみの減量では80パーセントの水分を減らすということですが、機器を使わなくても三角コーナーのネットを配布するとか、少ない予算で効果を上げる方法もあるかと思いますが、他の方法も選択肢の一つとしてPRするなど研究してほしいと思います。

他に質問はないようですので、以上でクリーンセンターのヒアリングを終了します。
ありがとうございました。

【クリーンセンター 退室】

【障害者支援課 入室】

(山田会長)

本日は、お忙しい中、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、「就労支援施設利用者負担助成金」についてヒアリングを行いますので説明をお願いします。

(宮澤障害者支援課長)

私から、就労支援施設利用者負担助成金について説明いたします。

本助成金は、障害者総合支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型施設を就労支援施設として定め、就労支援施設を利用することにより発生した1割の利用料自己負担分について、経済的負担の軽減及び就労意欲の維持向上を目的に、助成するものです。

増額となった理由につきましては、お手元の資料のとおり、対象者の増加によるものです。直近の実績につきましては、2枚目の資料のとおりです。

平成30年度、令和元年度に実施の審議会におきまして、本助成金は就労支援施設利用に伴う負担軽減を図るとともに、障害者の就労意欲の減退を防止し、障害者の自立の促進に寄与するものとして、A評価をいただいております。継続して事業を行っているところです。

本助成金の公益性につきましては、障害者が就労支援施設を利用したときの自己負担分を助成することにより、経済的な負担を軽減し、障害者の雇用及び自立の促進を図るものです。

公平性につきましては、対象者は市から障害者総合支援法に基づく就労移行支援及び就労継続支援の支給決定を受けた者に対しての助成であることから、公平であると考えます。

必要性・効果につきましては、就労を目指し就労支援施設を利用する障害者の収入は多くなく、施設を利用した際の自己負担分を助成することが、障害者の就労意欲の向上、自立を図ることにつながるものと考えます。また、自己負担発生による利用控えを防止することにもなると考えます。

適切性については、規則に基づき実施しており、通所日数の証明等を事業者に行ってもらいながら審査することから、事業の適切性も保たれていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(山田会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問をお願いいたします。

(山本委員)

令和2年度・令和3年度から補助件数が1.5倍程度になっています。これは、令

和5年度は、3期で延べ件数202件を見積もっているということによろしいですか。

(宮澤障害者支援課長)

はい、そうです。

(山本委員)

そうすると、補助件数では令和2年度の2倍程度の見込みとなりますので、この件数増の理由について教えてください。

(宮澤障害者支援課長)

本助成金は、障害者総合支援法の就労系のサービスの利用件数が影響しています。その基となる精神障害者保健福祉手帳の交付者数、精神科・心療内科の通院費を軽減する自立支援医療受給者の増加に伴うサービスの利用者数の増加によるものが要因です。

また、社会的な背景として、厚生労働省の調査結果ではメンタルヘルス不調により1か月以上休職した、または退職した労働者は増えており、こういった方たちが再び就労するに当たり、就労移行支援などのサービスを利用しているのではないかと分析しています。

(中村委員)

私も、次年度の予算要求額が増加することについての理由や社会的背景があれば教えてほしいと思ったのですが、今の説明でよくわかりました。

また、補助金等適正化実行プランの記載に「雇用に結びつく助成金利用者も増えてきて」という文言がありますが、実際にここ数年の実績を教えてください。

(宮澤障害者支援課長)

雇用に結びついた実績としては、令和元年度15人、令和2年度16人、令和3年度17人となっており、今年度では現在までで5人と捉えています。

(石井委員)

施設利用者負担分1割を助成することで、利用者にはどれくらいのメリットがありますか。

(宮澤障害者支援課長)

就労支援A型のサービスを受けようとする平均の賃金が千葉県では7万6千114円、流山市内では5万9千360円となり、ここから1割が自己負担(利用者の配偶者が課税されている場合、前年度働いていて課税されている場合)となると、多い人では月に2万円を超えている人もいて、少ない賃金で働く利用者にとっては重い負担であり労働意欲の低下にもなるという意味でも必要な助成であると思います。

(笠間委員)

制度としては大事なものだと思います。しかし、件数では令和2年度・令和3年度に比べ令和4年度は6割の増、予算では令和4年度よりも令和5年度要求額は約130万円の増となっていますが、今後の見通しはどのようになっていますか。

(宮澤障害者支援課長)

本助成金は、障害者総合支援法の就労系のサービスの利用件数が影響しています。

このサービスを利用する方は主に精神障害と身体障害がありますが精神障害の方の伸び率が一番大きくなっていることと、一旦は会社に勤めていたがメンタル面等でうまくいかなくなり会社を辞めてしまったが、また働きたいという人が増えており、このような状況から年々利用者が増えているのではないかと考えております。

(笠間委員)

令和元年の補助金等審議会の答申では「利用者の正規雇用の実現について、徐々に成果が出てきているとのことであるが、引き続き尽力されたい」との記述になっていますが、その後の尽力の状況はどのようになっていますか。

(宮澤障害者支援課長)

まず、本助成金を支出するにあたり、助成金の対象となるサービスを利用している方を抽出し、利用する事業に案内して申請をしていただき助成していますので、こういったことから漏れなく助成金を支出していますので、一定の成果は得られているものと思います。

また、雇用に結びついた実績については先程お答えいたしました、年々増えており、この点からも一定の成果は得られているものと考えます。

この他、市では「障害者就労支援センター」を運営し、就労移行支援など期限のあるサービスで、標準で2年、最長で3年の就労支援が利用できますが、それで終わってしまうと就労の定着につなげるのが中々難しいと思ひ、利用を終了した方たちに対し、アフターフォローとして丁寧な支援を行っています。

(山田会長)

他に質問はないようですので、以上で障害者支援課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【障害者支援課 退室】

【商工振興課 入室】

(山田会長)

本日は、お忙しい中、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、「グループ提案型売上アップ・プロジェクト応援補助金」についてヒアリングを行います。

はじめに担当課から説明していただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(秋元商工振興課長)

それでは、ご説明いたします。

はじめに、名称については「流山市事業者グループ提案型売上アップ・プロジェクト応援補助金」です。

対象者は、市内で事業を営む3事業者以上で構成するグループとなります。

次に、趣旨・目的につきましては、コロナ禍による経済活動の縮小、燃料費や原材料費の高騰、円安の進行等に直面する中、単に給付金を待つのではなく、売上の向上

を目指すために自主的に行う商品・サービスの開発、販売促進、販路拡大に向けた取り組みを行う事業者グループに対して、かかる経費の一部について補助することで、業種・地域にとって効果的な取り組みを促進させることを目的としています。

次に効果ですが、事業者グループが自発的に考える取り組みに対して補助することで、業種や地域性に応じた効果が期待できます。

また、既存の団体に限定することなく、任意で組むグループでの取り組みも補助の対象としており、これを機に今後も困難な状況があった際にお互いに助言し合うなど事業者同士の繋がりが強化されることが期待できるものです。

令和5年度の予算要求額は、602万2千円です。

次に、補助金審査の判定基準についての公益性につきましては、市内経済の振興、市民の安心の増大に寄与するものと考えております。

公平性については、諸条件に合致する事業者グループに等しく申請の機会を設けております。

必要性については、自主的な事業活動は市内経済の振興、税収の確保、市民の雇用機会の拡大につながることから、事業者の事業活動を促進するための当該補助金は必要と考えます。

効果については、グループにとって効果的なものを自ら検討し、それに対して補助することで、自主的な事業活動の動機づけとなります。

また、グループで申請することにより、今後の経済状況の変化に対応する助け合いのネットワークが形成されます。

適切性については、国や県などからの補助金を除いて申請を行い、また事業終了後も補助金の交付を受けた者に対し、経済効果の把握等のため協力を求めることができるよう定めています。

以上で説明を終わります。

(山田会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問をお願いいたします。

(山本委員)

柏市を例にして試算したとのことですが、柏市24件の3分の1の事業者数、さらに厳格な審査を行うことで3分の1とし、3件程度としたと理解しましたが、対申請比で何パーセントくらいの採択となるのでしょうか。

また、補助金等適正化実行プラン裏面の令和4年度のところを見ると、効果の測定として「補助事業に対する満足度等」としてはありますが、売り上げの回復と市内経済の活性化が事業の趣旨であるとするのであれば目的と評価に少しずれがあるように思いますが、売り上げの回復や市内経済の活性化はどのように評価するのか述べていただければと思います。

(秋元商工振興課長)

令和4年度では、3回の申込期限を設けておりますが、第1回で応募が1件あり第

2回は応募がありませんでした。12月に第3回を予定しており2団体が応募する予定となっております。現時点では申請件数、採択件数とも1件なので採択率は100%です。

評価の指標についてですが、当該事業は売上アップ・プロジェクトという冠がついていますことから、当然この補助金を使うことでどれくらい売上アップにつながったか事後の追跡調査をすることが重要と考えております。

また、当該事業は実施初年度となりますので、交付先事業者から売上向上の実績等について報告を求めるほか、アンケート調査により、制度のブラッシュアップを図っていこうと考えています。

(高橋委員)

事業の提案が少ないということが残念ではありますが、広報活動が弱かったということでしょうか。

(秋元商工振興課長)

事業の周知ということでこれまで行ってきたことでは、商店会単位で代表者のところを回って説明したり、空き店舗を活用して創業して間もない事業者のところに声掛けをしております。

また、単独で県の補助金を獲得しようとしている事業者などにも、単独ではなく地域を超えて仲間を募って市内で事業をやってみないかなど案内しております。

このようなことで、申請の拡大につながればと考えております。

(神田副会長)

3者以上の複数の事業者で取り組む事業に対しての補助金ですが、その中の1者が国や県が助成するほかの制度の補助金等と重複して受けようとする場合はどうなりますか。

(秋元商工振興課長)

グループを構成する事業者の中の1事業者が、当該事業を行う際に国や県の補助金等を収入している場合も交付金額を除いた額を補助対象とします。

例えば、事業者が単独で50万円の補助金を受けているのであれば、このグループの補助対象経費から50万円、2者で50万円の補助を受けているのであれば、25万円を補助対象経費から除くこととなります。

(石井委員)

3者以上の事業者とありますが、例えばどのようなグループを言うのですか。

(秋元商工振興課長)

現在、1件の交付決定をしており、これについては美容業のグループですが、市内の美容業の方が発起人となり27の美容業を行っている方たちが一つのグループとなって事業を行うものです。

既存の商店会や組合などに限らず、同じ志を持った方たちがグループを立ち上げて行う事業も対象となります。

(石井委員)

予算要求額の600万円は予算ありきで、予算の上限額が固定されているということですか。

(秋元商工振興課長)

各種補助金がありますが、経営規模や事業規模などで違いがあり一律に補助金額を決めることには問題もありますので、1件あたりの上限額を200万円として設定しております。この上限額は柏市を参考に設定したものです。

また、件数に関しましても柏市の件数を例として、本市の事業者数の割合から3分の1とすれば9件になりますが、事業を開始して間もないことから令和4年度と同様にさらに3分の1とし、3件としたものです。

(笠間委員)

補助金等適正化実行プランを見ると、この補助金はコロナ禍における時限的な制度であり、その意味では、コロナ禍の終焉とともに廃止になるものと思ったのですが、今日の説明資料には事業の趣旨・目的にコロナ以外に燃料費の高騰や円安の進行なども記載されていますが、目的のメインとなるのは何ですか。

(秋元商工振興課長)

この補助金につきましては、補助金交付要綱を令和4年6月10日に告示しており、その中で趣旨については、「新型コロナウイルス感染症の影響下における経済活動の縮小、原油価格・物価上昇等に直面する中、事業者グループの自主的な事業活動の促進を図り、もって地域経済の活性化に資するため、事業者グループが提案する商品・サービスの開発、販路拡大等の売上アップを目指した新たな取組」としており、コロナ禍における経済活動の縮小だけではなく原油価格・物価上昇等にも対応できるものとなっております。

(笠間委員)

この事業は昨年度に新設され、その時の事業趣旨はコロナ禍への対応でその他の目的は入っておりませんでした。

何時そのように変わったのですか。

(秋元商工振興課長)

1年前には、要因となるのはコロナ禍への対応を想定していましたが、今年度に入り要綱を制定していく時には、経済活動への影響として円安や原油高の問題なども発生しておりましたので、これらのことも含め要綱の趣旨に加えました。

(笠間委員)

コロナは100年に1度のような問題ですが、その他の要因をあれもこれもと入れてしまうのはいかながなものかと思います。

また、コロナが終息したら終わりにするなど、補助金は期限を設けて実施すべきであると思います。

(秋元商工振興課長)

この補助金をいつまで続けるのかにつきましては、コロナ禍や円安の進行、原油高等による経済状況が改善されているかを見た上で何時終わりにするか判断していか

なければならぬと考えています。

(笠間委員)

農業者団体による事業を対象としていないとありますが、これはどういう意味ですか。

(秋元商工振興課長)

実行プランの記述に誤りがありました。申し訳ございませんでした。

当該補助金の交付要綱には「農業者は対象に含まない」という記述はなく、他の事業者とともに応募は可能です。

むしろ、「農商工連携」の実践事例はこれまで本市には極めて少ないことから、農業者がグループの1構成員となることを期待しています。

(山田会長)

令和5年度と同じグループが次の年度にも手を挙げることは可能ですか。

(秋元商工振興課長)

同じグループではだめということではなく、同じグループ構成で同じ事業内容での提案は評価としては極めて低いものとなります。

事業内容に別の付加価値がついたものや違う事業内容であれば採択の道があります。

(神田副会長)

今年度採択された1件(美容業)の事業内容はどのようなものですか。

(秋元商工振興課長)

市内27の美容事業者で構成するグループが行う事業で、プレミアム付き美容券750セットを販売するもので、3千円券を4枚1セットで1万2千円分を1万円で販売するものです。

(山田会長)

他に質問はないようですので、以上で商工振興課のヒアリングを終了します。ありがとうございました。

【商工振興課 退室】

【農業振興課 入室】

(山田会長)

本日は、お忙しい中、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、「農林水産業の振興に関する補助金(高生産推進事業費)」についてヒアリングを行います。

はじめに担当課から説明していただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(染谷農業振興課長)

それでは、高生産推進事業についてご説明いたします。

事業概要については、本市農業者に対して効率化、省力化機械の導入と施設化に要

する経費の一部を支援することにより、本市の都市農業の振興及び農業者の生活安定を図るものです。

事業内容については、施設の設置や効率化機械の購入費の20%以内、認定農業者は40%以内で、予算で定める額を上限に補助するものです。

主な農業資材としては、パイプハウス、鉄骨ハウス、コンバイン、トラクター、田植機、予冷庫などとなります。

次に、令和3年度実績としては、申請者35名、補助率は認定農業者で12.7%、一般で6.3%となります。

予算の増額理由につきましては、最大補助率が認定農業者で40%以内、一般農業者で20%以内であります。過去2年認定農業者が約12%、一般農業者で約6%と補助率が低調しており、実績額も上昇傾向にあるため、増額したものです。

以上で説明を終わります。

(山田会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問をお願いいたします。

(山本委員)

補助率が低いことが問題で、認定農業者であれば、導入経費に対して40%が上限であるにもかかわらず12.7%しか補助していないことだと思います。

そこをもっと上げたいということだと思いますが、そもそも、補助金額がどのようにして決まっているのでしょうか。

これは、毎年、想定値（件数と経費の積算の想定）を上回る申請金額があり、上限が出せていないということなのではないでしょうか。数字のわかりやすい説明をお願いします。

(染谷農業振興課長)

予算計上につきましては、令和5年度の事業費は令和3年度の実績額に基づいて予算要求しておりますが、最終的には市全体の予算査定の中で決定されます。

また、想定値につきましては、予算計上するにあたり出したのですが、対象補助額が年々増額している傾向にあり上がり幅も想定しにくい状況にあります。

(山本委員)

要するに、予定していた額を超えて事業が行われた結果、補助率が下がってしまったので、全体予算額を増やして補助率を上げたいということですね。

(中村委員)

令和2年度まで横ばいだった予算額がその後増加、特に次年度の予算要求が2倍以上となるに至った根拠、例えば、「原油、原料の高騰」と記載がありますが、次年度これらのコストが2倍以上に膨れ上がる予測データ等があるのでしょうか。

(染谷農業振興課長)

コロナ禍にある中、原油や原材料の高騰もダブルで影響したことにより、農業機材、設備、資材の価格が上昇したため、補助対象となる金額が増えたためです。

また、コロナ禍による地元農産物の販売需要が増えたため、農業機材、設備、資材

の使用が増えたことも影響しています。

この先も増えていくかについては予測が難しい部分ではありますが、予算要求は実績に基づいて行っていくしますので、実績が増えれば予算要求も増えていきます。

(高橋委員)

私としては、市内の農地は宅地化され年々減少しておりますが、市内生産を行う農地は残しておく価値は高いと思います。また、農地は気候や災害の影響を受けやすく農産物の安定的な生産性を高めるためには、生産者と一体となった本補助金事業は必要であると思います。

(神田副会長)

認定農業者ですが、家族経営協定を結んでいる農家であれば、二人いるということもあるということですか。

(染谷農業振興課長)

家族経営協定を結んでいる、例えば親子で親夫婦と息子夫婦がそれぞれ別の農業をやる場合は、それぞれに認定農業者となることもできます。

(神田副会長)

1 経営体であっても複数の認定農業者が認定を受けることができるということは、親子でそれぞれ施設設置、機械導入で申請することは可能ですか。

(染谷農業振興課長)

可能です。例えば、親がトラクターで子もトラクターを買うのはだめですが、それぞれが重複することなく別のものを買ったのであれば、どちらの申請も認められます。

(石井委員)

公平性の観点から認定農業者の資格見直しはあるのですか。

また、補助率に関し認定農業者40%、その他の農業者20%となっておりますが、根拠は何ですか。

(染谷農業振興課長)

認定農業者の認定期間は5年間となっております。そして継続の際には、今後5年間の経営での計画書を作成していただき、提出された農業経営改善計画認定申請書をもって審査し再認定されます。

認定農業者に関しては、実績もあるほか、しっかりとした計画書も出しており、本市の農業の中心的な役割を担っているので補助率を上限40%、その他の農業者については上限を半分の20%としたものです。

(笠間委員)

認定に関連してですが、認定農業者がプランを出してきて、そのプランに基づいてどのような結果を出したのか、実績はどのように評価するのですか。

この補助金があることによって流山市の農業の生産性がどう上がったのか、経済的な効果はどうだったのか、流山市の農業に対するビジョンをどのように描いているのかなど、農業は食のみならず、自然環境の保全や生物多様性の観点からも頑張ってもらいたい分野でありますので、その観点からも流山市の農業の明るい話を聴きたいで

す。

(染谷農業振興課長)

認定期間は5年間となっており、再認定の時には前5年間の計画と実績を見た上で評価し、今後5年間の計画がどうなっているかなど総合的に見ております。

また、農地も農業者も減ってきているのが現状ではありますが、年々農業機材、設備、資材の使用量が増加していることから、農産物の生産性、収益性が上がっているものと思われます。しかし、農産物を市場に出荷している数は把握できますが、コロナ禍により市場には出荷せず直売による地元農産物の個人販売が増えているため、全量把握はできていませんが、農地も農業者も減っている状況でも機械化等することで生産性、収益性の向上が図れるよう、今後も補助金による支援を行いたいと考えています。

(山田会長)

事業費総額の積算に当たっては、どのような機械を整備し、どのような生産を目指していくのか計画の中にあるはずです。

説明では、予算要求額は実績で積算し最終的には予算査定の中で決定されることですが、実績も大事ですが、本来であれば5年間の事業計画の中で事業費がいくらになるのか、前年度に調査をしたうえで予算要求していかないと流山の農業は変わらないと思います。

認定農業者の数は調査できないほどの数ではないと思いますので、ぜひ前年度に調査したうえで事業費を把握し規定にある補助率に近づけるよう検討してください。

他に質問はないようですので、以上で「農林水産業の振興に関する補助金（高生産推進事業費）」についてのヒアリングを終了します。

続きまして、次の「農林水産業の振興に関する補助金（認定農業者支援事業）」について説明をお願いします。

(染谷農業振興課長)

本事業の概要につきましては、本市農業の中心的な役割を担っている認定農業者を支援することにより、本市の都市農業の更なる振興を図り、環境配慮型農業資材の購入費の一部を支援することで、認定農業者が各自で掲げた農業経営改善目標達成に寄与するものです。

また、環境配慮型農業資材の導入により、減農薬、化学肥料使用の削減に繋がります。

事業内容としましては、環境配慮型農業資材購入費の50%以内を予算で定める額を上限に補助するものです。

環境配慮型農業資材としては、生分解性フィルム（マルチなど）、防草シート、防虫ネットなどとなります。

令和3年度実績としては、申請者43名、補助率は、15.2%となり実績額は上昇傾向にあるため、令和5年度予算要求については規定の最大補助率50%に近づけるべく前年度比で2.5倍の850万円としたものです。

以上で説明を終わります。

(山田会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問をお願いいたします。

(山本委員)

補助金等適正化実行プランの算出基準にある概算事業費1,700万円の根拠がよくわからなかったのですが、これまでの担当課と会長とのやり取りの中でよくわかりましたので、私からは特にありません。

(中村委員)

私も、これまでのやり取りの中でよくわかったのですが、他に何か違う点などあれば教えてください。

(染谷農業振興課長)

私が課長になって3年になりますが、それまでは実績的にも予算的にも横ばいの状態でしたが、もっと農業生産を上げてほしいということから認定農業者を中心に機械化などの奨励に力を入れた結果として、令和2年度・令和3年度と実績が上がってきたのだと思います。

まだ、努力の途中ではありますが山田会長が言うように、もっと積極的に農業者と関わり必要な予算要求ができるよう努めてまいります。

(神田副会長)

現在の農業経営体の数と認定農業者の数を教えてください。

(染谷農業振興課長)

2020年の農業センサスで販売農家は168経営体で、これは5年に一度の公表となりますので現在も同じです。

また、認定農業者については令和3年3月末の時点で61名45経営体です。

(石井委員)

ここで言う認定農業者は高生産推進事業で言う農業者と別枠ですか、被っているものもありますか。

また、新しく入りたいという人のために、認定農業者の見直しなど認定審査において競争の原理が機能していますか。

(染谷農業振興課長)

基本的には高生産推進事業で言う認定農業者と同じですが、新しく認定を受けたいという人や辞めたいという人もいます。

認定農業者の見直しは認定期間の5年間となっており、継続の際には農業経営改善計画認定申請書をもって再認定されます。

また、新しく認定農業者になりたいという方でも、この認定申請書を出していただければ適正に審査した上で認定することはできます。

(笠間委員)

概算事業費の1,700万円はどのように積算したのですか。

(染谷農業振興課長)

認定農業者からの申請により対象となる農業資材の1年間の購入実績を出してもらい、その合計が1,700万円となったものです。

ただし、これは令和3年度の購入実績で、この年度は例年の2倍の実績でしたので令和5年度も続くかは不透明な部分もあります。

(山田会長)

他に意見のある方はないようですので、以上で農業振興課のヒアリングを終了します。

【農業振興課 退室】

本日でヒアリングは全て終了いたしました。

それでは、議題2のその他で事務局からお願いします。

(事務局)

私からは、次回の会議と評価表の提出期限についてご報告いたします。

次回の開会日は、11月22日(火)午後2時から、場所は303会議室となります。

評価表につきましては、この後メールを送りますが11月17日(木)までに提出をお願いします。

私からは以上です。

(山田会長)

それでは、17日までに本日のヒアリング事業の評価表を提出くださるようお願いいたします。

以上をもちまして第2回補助金等審議会を終了します。

ありがとうございました。

閉 議 16時40分

流山市補助金等審議会
会長 山 田 聡